

指定(介護予防)短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥11.10

○平成30年4月1日以降(3割負担は平成30年8月1日以降)

(日額)

介護度	単位数	サービス費 (10割)	入居者負担額		滞在費	食費	入居者負担額
要介護1	682単位	7,570円	1割	757円	2,200円	1,380円	4,337円
			2割	1,514円			5,094円
			3割	2,271円			5,851円
要介護2	749単位	8,313円	1割	832円			4,412円
			2割	1,663円			5,243円
			3割	2,494円			6,074円
要介護3	822単位	9,124円	1割	913円			4,493円
			2割	1,825円			5,405円
			3割	2,738円			6,318円
要介護4	889単位	9,867円	1割	987円	4,567円		
			2割	1,974円	5,554円		
			3割	2,961円	6,541円		
要介護5	956単位	10,611円	1割	1,062円	4,642円		
			2割	2,123円	5,703円		
			3割	3,184円	6,764円		
要支援1	512単位	5,683円	1割	569円	4,149円		
			2割	1,137円	4,717円		
			3割	1,705円	5,285円		
要支援2	636単位	7,059円	1割	706円	4,286円		
			2割	1,412円	4,992円		
			3割	2,118円	5,698円		

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

【その他加算】 ※2割負担は約2倍、3割負担は約3倍の負担額となります。

加算名	単位数	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	該当加算○印	該当加算○印 (介護予防)
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)					
生活機能向上連携加算					
(Ⅰ)個別機能訓練加算加算時	100単位	1,110円	111円		
(Ⅱ)	200単位	2,220円	222円		
機能訓練体制加算	12単位	133円	14円		
個別機能訓練加算	56単位	621円	63円		
看護体制加算					
(Ⅰ)	4単位	44円	5円		
(Ⅱ)	8単位	88円	9円	○	
(Ⅲ)口	6単位	66円	7円		
(Ⅳ)口	13単位	144円	15円		
医療連携強化加算	58単位	643円	65円		
夜勤職員配置加算					
(Ⅱ)	18単位	199円	20円	○	
(Ⅳ)	20単位	222円	23円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	2,220円	222円		
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1,332円	134円	○	
送迎加算(片道)	184単位	2,042円	205円	○	
緊急短期入所受入加算	90単位	999円	100円	○	
療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	8単位	88円	9円		
在宅中重度者受入加算					
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	421単位	4,673円	468円		
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	417単位	4,628円	463円		
看護体制加算の上記のいずれも算定している場合	413単位	4,584円	459円		
看護体制加算を算定していない場合	425単位	4,717円	472円		

認知症専門ケア加算					
(I)	3単位	33円	4円		
(II)	4単位	44円	5円		
サービス提供体制強化加算					
(I)イ	18単位	199円	20円		
(I)ロ	12単位	133円	14円	○	○
(II)	6単位	66円	7円		
(III)	6単位	66円	7円		

算定する加算は、職員の配置状況等により変更となることがあります。

介護職員処遇改善加算					
(I)	[介護報酬総単位数]×8.3%			○	○
(II)	[介護報酬総単位数]×6.0%				
(III)	[介護報酬総単位数]×3.3%				
(IV)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×90%				
(V)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×80%				

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時まで、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
	第1段階	0円
第2段階	390円	
第3段階	650円	
第4段階	2,200円	

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
特別な食事に係る費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	訪問理美容先の料金設定による
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費
TVリース代(電気代込、台数に限りあり)	1日 100円

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分			滞在費 (個室)	食費	
所得区分		利用料負担段階			
市 町 村 民 税	世帯課税者		第4段階	2,200円	1,380円
	世帯 非課税 者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	1,310円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	820円	390円
		老齢福祉年金受給者など	第1段階	820円	300円